

広島弁護士会と連携して「災害便乗商法」への 注意喚起カレンダーを作成

～日本損害保険協会中国支部委員長と広島弁護士会会長が懇談して緊密な連携を確認～

日本損害保険協会中国支部（委員長：谷口 徹・損害保険ジャパン株式会社広島支店長）では、広島弁護士会と連携して、火災保険・地震保険の請求を勧誘する災害便乗商法への注意喚起を目的とした啓発カレンダーを作成（100部）しました。

12月19日（月）には、谷口委員長と広島弁護士会・久笠会長が懇談して、災害便乗商法のトラブルや非弁行為への対応について、これまで以上に緊密な連携を進めることを確認しました。

全国的に、大雪、台風、豪雨、地震等の自然災害発生後には、災害に乗じて、訪問やインターネット、SNS等で「保険が使える」「保険金請求をサポートする」などと言って火災保険・地震保険の請求を勧誘する災害便乗商法のトラブルが増加しています。2021年度のトラブル相談件数は、5年前の約3倍に急増しています（2022年4月30日までのPIO-NET※登録分）。

※国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース

本カレンダーは、「保険が使えると勧誘されたら損害保険会社や保険代理店に相談を。契約トラブルは弁護士会の法律相談センターに相談を。」と訴えています。広島弁護士会の各地区法律相談センターをはじめとして、消費生活センターや行政所管部門などにも提供して、災害便乗商法への問題意識を高めていきます。

当支部では、引き続き、消費者が災害便乗商法に巻き込まれることがないように、関係機関と連携したうえで、効果的な啓発活動の実施に取り組んでまいります。



谷口委員長（左）と久笠会長（右）の記念撮影



啓発カレンダー